

## 放課後等の子どもの居場所に関する今後の方向性（案） について市民の皆様からの意見を募集します

本市の社会状況や子どもを取り巻く課程・地域の環境が変化する中で、子どもが多世代との交流の中で多様な価値観に触れる機会が失われており、子どもが居場所を持つことが難しくなっている状況にあります。

そうした中でも、子どもの意見を丁寧に聴きながら、安全で安心して過ごすことができる居場所づくりを全市民的に進めるため、居場所に関する基本的な考え方や、本市の取組の方向性等を具体化することを目的として「放課後等の子どもの居場所に関する今後の方向性」を策定することとし、案として取りまとめましたので、市民の皆様への御意見を募集します。

### 1 意見の募集期間

令和 7 年 1 月 2 7 日（月）から令和 7 年 2 月 2 8 日（金）まで

### 2 資料の閲覧場所

- (1) こども未来局青少年支援室（川崎市役所本庁舎 1 5 階）
- (2) 各区役所・支所及び出張所の閲覧コーナー、各市民館、各図書館、各こども文化センター
- (3) かわさき情報プラザ（川崎市役所本庁舎復元棟 2 階）

※川崎市のホームページからも内容を御覧いただけます。

URL (<https://www.city.kawasaki.jp/templates/prs/450/0000173150.html>)

### 3 意見の提出方法

題名、氏名（団体の場合は名称及び代表者の氏名）及び連絡先（電話番号、メールアドレス又は住所）を明記の上、御意見を添えて、次のいずれかの方法により御提出ください。

- (1) 電子メール 川崎市ホームページのパブリックコメント専用ページから所定の方式により送信してください。
- (2) 郵送・持参 〒210-8577 川崎市川崎区宮本町 1 番地  
川崎市こども未来局青少年支援室（市役所本庁舎 15 階）  
※郵送の場合は当日消印有効です。  
※持参の場合は 2 月 2 8 日（金）午後 5 時 1 5 分までとします。
- (3) F A X 044-200-3931

### 4 その他

- (1) 意見書の氏名及び連絡先等は、意見内容を確認させていただく場合があるため、記載をお願いするものです。他の目的には利用せず、適正に管理します。
- (2) お寄せいただいた御意見に対して個別には回答をしません。市の考え方を内容ごとに整理・要約し、後日、市ホームページなどで公表します。
- (3) 電話や来庁による口頭での御意見は受け付けていません。

### 5 添付資料

- |      |  |
|------|--|
| 資料 1 | 放課後等の子どもの居場所に関する今後の方向性（案）に対する意見募集（パブリックコメント） |
| 資料 2 | 放課後等の子どもの居場所に関する今後の方向性（案）概要版                 |
| 資料 3 | 放課後等の子どもの居場所に関する今後の方向性（案）                    |

#### 【問合せ先】

川崎市こども未来局  
青少年企画・事業調整担当 大原  
電話 044-200-2667